

神奈川県林地開発許可審査基準第9（2）の規定の指導指針
（平成15年3月10日林第312号林務課長通知）

（趣旨）

第1条 この指導指針は、森林法第10条の2に規定する開発行為の許可の円滑な運用を図るため、神奈川県林地開発許可審査基準の事務取扱を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 森林法第10条の2第1項に規定する行為に係る申請の審査。

（指導内容）

第3条 神奈川県林地開発許可審査基準第9（2）に規定する「相当数の同意」とは、次の各号の要件を満たすこととする。なお、各号にいう同意書等とは、神奈川県林地開発許可審査基準別表1の13に規定する権利関係を示す書類をいう。

- （1）申請書収受時点において、開発行為をしようとする森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者（以下「権利者」という。）の3分の2以上の者からの同意書等の同意を得ていること、及び開発しようとする森林面積の3分の2以上の面積につき当該権利者の同意書等の同意を得ていること。
- （2）当該申請許可処分日までに、原則として権利者全員の同意書等の同意を得ていること。

（事務の所管）

第4条 この指針に関する事務は、神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課において所管する。

附則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この指針は、令和5年4月10日から施行する。